

Society5.0時代に対応した教員養成を先導するフラッグシップ大学の在り方について (中間まとめ) 【概要】

令和元年10月4日
教員養成のフラッグシップ大学検討WG

教育再生実行会議第十一次提言を踏まえ、教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループでの検討から、主な論点ごとに基本的な方向性等を整理

教員養成を先導するフラッグシップ大学の目的・必要性

- ✓ 教員養成の現状では、これまで既存の制度や予算等の制約の中で個別の好事例は生まれているものの、教員養成の在り方自体を大きく変革するような起爆剤とはなり得ておらず、大学の体制も、教育課題に対応した機動的な教員養成の実践や先導的試行等が十分に行える体制とは言い難い。
- ✓ 「教員養成のフラッグシップ大学」構想は、Society5.0時代に向け、我が国の教員養成の在り方自体を変革していく牽引役となる大学を創出することの必要性を背景とするものである。

フラッグシップ大学の役割

(1) 我が国の教員養成を新たな次元に引き上げる牽引役

- ・ 教育関係機関等と連携しつつ、他に先んじて先導的・革新的な取組を行い、その成果を展開していくための牽引役となること。

(2) 我が国の教員養成ネットワークの中核

- ・ 全国の教員養成大学、教員養成課程認定大学間の連携協力や、教育委員会をはじめとする様々な教育関係機関間の連携の中核的役割を果たすこと。

(3) 我が国の教育政策上の課題解決と政策提言の拠点

- ・ 新しい時代における学校教育や教員養成の在り方など、我が国の教育政策上の課題解決と政策提言に応えることができる拠点となること。

⇒ 真にこれらの役割を果たすことが可能な、ごく少数(最大で三つ程度)の拠点での取組から開始

国として行うべき条件整備、支援等

(1) 制度的・予算的対応

- ・ フラッグシップ大学が既存の仕組みに縛られずに先導的・革新的な取組に挑むことができるよう、特例的な扱いを可能とするための制度の整備及び予算面での安定的な支援。

(2) 他大学、学校現場等への対応

- ・ フラッグシップ大学の成果を速やかに展開するための、フラッグシップ大学以外の教員養成大学や学校現場の環境整備 (ICT環境等)。

フラッグシップ大学の創出方法

(1) 公募・選定

- ・ 大学全体として強い意欲と使命感、責任感をもって継続的に取り組む姿勢等を備えている大学を、評価・選定することが適当。
- ・ 選定の有効期間は5~7年程度を想定。
- ・ 令和2年度中に厳正に評価。令和3年度から取組を開始。

(2) 要件

■ 全学体制

- ・ 教員養成を主たる目的とする学部または学科、教職大学院、附属学校を全て備えていること。
- ・ 学長のリーダーシップのもとに全学で一体的に取り組むガバナンスやマネジメント体制があること。

■ 教員養成の実績、体制

- ・ 教員養成において、他に比して高い実績を有していること。

■ 教育研究力

- ・ 教員養成分野等において、特に高い教育研究力を有すること。
- ・ 先端技術、外部人材等を効果的に活用した創造的、革新的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有すること。

■ 多様な関係機関との連携・協働

- ・ 他の関係機関等との連携に積極的に取り組み、大きな実績を挙げていること。

■ 教育環境と財政基盤

- ・ 未来の教室を先取りした学習環境の整備や外部資金の獲得実績。

■ 大学教員育成戦略

■ 現職研修

■ 教職を志す社会人対象のプログラムの実施等

■ 附属学校

■ 成果の普遍化、発信、共有

等

(3) 評価

- ・ 計画の進捗等について、継続的に評価、助言をしていく仕組みが適当。

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループの設置について

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ委員名簿

平成31年3月20日
教員養成部会決定

五十音順・敬称略

1. 設置の目的

平成31年1月18日に決定された教育再生実行会議第十一次提言中間報告で示された「国は、教師のICT活用指導力の向上をはじめとするSociety5.0に対応した教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）の創設を検討する」を受け、その在り方について、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、本部会のもとに、教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 教員養成のフラッグシップ大学の在り方（目的、役割、教育研究内容及びこれらを実現するためのガバナンスやマネジメント等）
- (2) (1)に連動した教員養成に関わる大学全体のシステムの在り方（教員養成に関わる大学教員の養成・採用・研修の検討等）

3. 設置期間

ワーキンググループは、2.の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

4. その他

- (1) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。
- (2) 教員養成部会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告する。
また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。

主査	三島良直	前東京工業大学長
主査代理	加治佐哲也	兵庫教育大学長
	安藤雅之	常葉大学教務部長
	戸ヶ崎勤	戸田市教育委員会教育長
	堀田龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
	牧野光朗	飯田市長
	松田恵示	東京学芸大学副学長
	水落芳明	上越教育大学大学院学校教育研究科教授
	三村由香里	岡山大学教育学部長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
	山口宏樹	埼玉大学長
	若江真紀	株式会社キャリアリンク代表取締役